（住居表示に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「あつては区」の下に「又は総合区」を加え、「おした」を「押した」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第二十条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条第二項の表第三条第一項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。以下同じ。）」を加え、同表第九条第二項の項中「、区の」を「、区（総合区を含む。以下同じ。）の」に改め、同表第十七条の二第一項の項を次のように改める。

第十七条の二第一項	その旨及び	その旨並びに
	市町村名	市名及び区名又は総合区名

第三十二条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第一項中「の区」の下に「及び総合区」を、「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項の表第十三条第三項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。以下同じ。）」を、「当該区」の下に「（総合区を含む。第三十条の十五第一項において同じ。）」を加え、同表第三十条の二十七第一項第一号の項中「及び区名」の下に「（総合区名を含む。次号において同じ。）」を加える。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第二十一条　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「苫小牧市」の下に「、川口市、所沢市」を、「市原市」の下に「、平塚市」を加え、「及び大牟田市」を「、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「特定粉じん」を「粉じん」に、「第二項各号」を「前項各号」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第五項中「及び特定特例市の長（以下この項において「政令市の長等」という。）」を削り、「政令市の長等に」を「政令市の長に」に改める。

（都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　次に掲げる政令の規定中「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）及び「又は特例市」を削る。

一　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第五十二条

二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第六十条

（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第二十三条　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長」を削る。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「ばい煙発生施設」の下に「、一般粉じん発生施設」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に、「、中核市及び特例市」を「及び中核市」に改め、同号を同条第二号とする。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正）

第二十五条　瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する事務及び」を削り、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、「この項」を「この条」に改め、同項に次の二号を加える。

四　法第十二条の五の規定による指導、助言及び勧告に関する事務

五　法第十二条の六第一項の規定による報告の徴収に関する事務

第八条第二項を同条とする。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第二十六条　政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号並びに第八条第一項並びに同条第二項の表第七条第一項の項及び第七条の二第一項の項中「その区」の下に「又は総合区」を加える。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十七条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）」を削り、「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に、「中核市、特例市にあつては特例市」を「、中核市」に改める。

（公証人手数料令の一部改正）

第二十八条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（計量法施行令の一部改正）

第二十九条　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とする。

（出入国管理及び難民認定法施行令等の一部改正）

第三十条　次に掲げる政令の規定中「東京都の特別区の存する区域及び」を「特別区を含むものとし、」に改め、「、区」の下に「又は総合区」を加える。

一　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第二条

二　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第五条第一項第一号

三　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）第一条

四　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）第十六条第一項

（被災者生活再建支援法施行令の一部改正）

第三十一条　被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第三十二条　次に掲げる政令の規定中「、同法」を「若しくは同法」に改め、「若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

一　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第二十二条の表法第二十条の四第三項の項

二　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第五条ただし書

（地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の廃止）

第三十三条　地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）は、廃止する。